

南空知公衆衛生組合では、12月29日(土)まで通常どおり収集業務及びごみの直接搬入を受入れます。

市街地区	1月5日(土)に特別収集を行います。 生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類のごみを収集します。なお、1月2日(水)の収集はしません。
農家地区 (7・8・9・10・11・12区)	1月5日(土)に特別収集を行います。 生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみ、びん・缶・ペットボトル、プラスチック類のごみを収集します。なお、1月3日(木)の収集はしません。
農家地区 (上記以外の農家地区)	1月5日(土)に特別収集を行います。 生ごみ、可燃ごみを収集します。

※ごみは収集日の当日に出すようにしてください。朝8時30分までとします。

※1月5日(土)の特別収集では、資源ごみ(段ボール、雑誌、新聞紙、チラシ、牛乳パック類)は回収しません。

※一部の農家地区では、冬期間の通常収集を中断している行政区もありますのでご注意くださいとともに、あらかじめ住民課環境交通Gまたは、お住まいの行政区役員にご確認ください。

※1月7日(月)より通常業務となります。

本来、運転免許証自主返納に関する手続きは警察署で行われていますが、返納者への負担軽減を目的に、「運転免許証出張自主返納窓口」を役場に開設します。運転免許証の自主返納に関する相談も受付ますので、この機会にご利用ください。

※免許証返納後は、車の運転ができなくなりますので、帰りの交通手段にご注意ください。

(今月号(本誌)に折り込まれた時刻表(A3サイズ)をご確認ください。)

■日時 12月6日(木) 10時～14時

■場所 役場1階第1会議室

■各種手続きに必要なもの(必ず本人が来庁してください)

①運転免許の自主返納

・有効期限の切れていない運転免許証

※運転免許の停止・取消し等の行政処分中の場合は返納することができません。

②運転経歴証明書(運転免許証サイズの身分証明書)の交付

上記に加えて下記の物が必要になります。

・収入印紙(1,100円分)

・申請用写真1枚(縦3cm×横2.4cm、撮影後6ヵ月以内、無帽、正面、顔写真、無背景)

広告

広告

交通事故や飲食店等での食中毒など、第三者の行為によってけがや病気になったとき、本来、治療費は加害者が全額負担することになりますが、被保険者証を使って治療することができます。治療費のうち後期高齢者医療制度の負担分については、後期高齢者医療制度が一時的に立て替えて、後日、加害者に請求することになります。

■第三者の行為とは？

- ・交通事故 ・購入食品や飲食店等での食中毒
- ・他人の飼い犬にかまれた ・暴力行為 など

■申請に必要なもの

- ①被保険者証 ②被保険者の印鑑 ③事故証明（後日でも可）

■留意点

- ・交通事故のときは、けがの程度が軽くても必ず警察に届出し、人身事故として事故証明書を受け取ってください。
- ・医療機関に対して第三者行為によるけがなどにより、保険証を使用して治療を受ける旨をしっかりと伝えてください。
- ・法令により、速やかに後期高齢者医療広域連合に届出をすることが義務付けられていますので、住民課窓口で第三者行為による被害届の申請を行ってください。

■お問い合わせ

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011～290～5601)
- ・住民課国保介護G



10月より、「パスポートダウンロード申請書」を使用して申請を行えるようになりました。

下記の「パスポートダウンロード申請書ホームページ」の入力フォームに必要な事項を入力することで、PDF形式で申請書をダウンロードできます。ダウンロード後はプリンターで片面に印刷し、所持人自署欄等の必要事項を記入して、折らずに住民課窓口までお持ちください。

ダウンロード申請書を利用すると、申請書を役場へ取りに行く手間を省くことができます。

※従来の申請書も使用できます。

■外務省パスポートダウンロード申請書ホームページ

⇒<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>



■受付時間

申請：9時～16時30分 交付：9時～17時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除きます。

※申請から交付まで約2週間かかります。

広告

広告

topics

05

「南幌産クッキング倶楽部」による町民料理教室の参加者を募集!

産業振興課
農政G

町内の農家女性により構成される「南幌産クッキング倶楽部」の会員が講師となり、南幌産の食材を使った料理教室を開催します。町民の皆さんに南幌らしい食文化を考えていただく機会として開催しますので、興味のある方はぜひご参加ください。

■日時 12月14日(金) 9時30分～13時00分

■場所 あいくる調理室

■参加費 1人300円

■講習メニュー ①豆腐キムチチャーハン ②新玉ねぎとひじきのサラダ
③ミートボール・スープ ④ヨーグルトケーキ

■募集人数 先着24名

■申込期限 12月10日(月)まで

■申込・お問い合わせ 産業振興課農政G



topics

06

南幌町赤十字奉仕団新団員募集

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

南幌町赤十字奉仕団は、赤十字の博愛人道の精神に基づき、明るく住みよい社会をつくる身近な奉仕活動をする団体です。団員となって私たちと一緒に奉仕活動をしてみませんか。

興味のある方は、保健福祉課福祉障がいGまでご連絡ください。

■活動内容

- ・福祉施設等の清掃ボランティア
- ・日本赤十字社社費納入活動
- ・献血の呼びかけ ほか



topics

07

南幌町難聴児補聴器購入費等助成事業について

あいくる保健福祉課
福祉障がいG

町では、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童の言語の習得や教育等における健全な発達を支援するため、補聴器購入費等の一部を助成する事業を行っています。

■対象児童

次の要件を全て満たす児童が対象です。

- ・南幌町内に住所を有し、申請時点で18歳未満の方
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない方
- ・補聴器の装着により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する方
- ・同一世帯内に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいない方

■助成額

- ・障害者総合支援法に基づく補装具費の算定基準のうち、「高度難聴耳かけ型」の購入基準額と、実際に補聴器の購入に要する額のいずれか低い額。

■自己負担額

- ・市町村民税非課税世帯・生活保護世帯は0円
- ・市町村民税課税世帯は助成基準額の1割

■申請に必要なもの

- ①耳鼻咽喉科医師が必要事項を記載した難聴児補聴器購入費等助成意見書
- ②①の医師意見書に基づき補聴器販売業者等が発行した見積書
- ③印鑑
- ④振込先金融機関の口座番号・口座名義人のわかるもの
- ⑤南幌町で市町村民税の額が確認できない場合は、世帯全員の市町村民税額が確認できる書類

■申請・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG



北海道胆振東部地震で被災された方々に対し、北海道災害義援金配分委員会（事務局：北海道保健福祉部福祉局）に寄せられた全国からの義援金について、以下の全ての条件を満たす場合、支給される見込みがあることから、受け取りを希望する方は、以下により申請してください。

※現時点では、配分時期や金額は未定です。

■支給要件

- ①南幌町民であり、上記地震により被災した住宅の所有者であること。
- ②居住している住宅への被害であり、罹災証明書の交付を受けたものであること。

■申請に必要なもの

- ①罹災証明書（写し）
- ②振込先口座通帳（写し） ※申請者本人のものに限ります。
- ③印鑑

■受付期間 12月14日（金）まで
■申請・お問い合わせ 保健福祉課福祉障がいG

～罹災証明書の交付について～

■受付期間 12月14日（金）まで
■申請に必要なもの

- ①印鑑 ②被災状況がわかる写真等

■申請・お問い合わせ 税務課課税G

町内で新築住宅を建築する場合、町民の方に最大で100万円の住宅建築費を助成します。また、北海道住宅供給公社が販売している「南幌ニュータウンみどり野」の宅地を購入される方がこの助成制度を利用する場合は、宅地価格が定価から50%割引となるタイアップキャンペーンも実施しています。

平成30年度のみどり野団地分譲申込受付期間は、平成31年1月31日（木）までとなっていますので、年度内の宅地購入をお考えの方は、消費税増税前のこのチャンスにぜひ制度をご活用ください。

■助成対象

- ・中学生以下の子がいる世帯または夫婦ともに年齢が40歳未満の世帯

■助成要件

- ・南幌町に5年以上定住する意思を持って住民登録すること
- ・助成金の認定申請書の提出後1年以内に住宅を新築すること など

■事業期間

- ・2016年度～2020年度 ※各年度の事業予算額に達した時点で受付は終了となります。

■助成金額

区分		助成額
既町民	みどり野団地限定区画（美園4丁目）	100万円
	限定区画以外のみどり野団地	50万円
	上記以外	25万円

※みどり野団地とは、北海道住宅供給公社が保有する分譲宅地の名称です。

- 南幌町ホームページ内「南幌町子育て世代住宅建築費助成事業」
⇒<http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/inakakurashi/kentikujoyosei/>



topics

10 町長談話室をご利用ください

まちづくり課
企画情報G

町では、町民の方を対象に町長と気軽に談話できる場として、町長談話室を開設しています。まちづくりや地域の暮らしに関する事など、町長に意見や提言・アイデアなどを出したり、町長の考え方を聞くことのできる機会となりますので、ぜひご利用ください。

- 談話室 役場庁舎内（会議室等）
- 対象 町民（個人または5人程度のグループ）
- 申込方法 事前に希望日時や談話のテーマなどをお知らせください。
- 申込・お問い合わせ まちづくり課企画情報G

topics

11 「町内巡回バス」のアンケート調査について

まちづくり課
企画情報G

町では、路線バスが運行していない地域の交通手段として、毎週火・木曜日に町内巡回バスを運行しています。アンケートは、現在、町内巡回バスをご利用されていない方にご利用予定時期や理由、またはご意見等をお聞きし、町内巡回バスのあり方について参考とさせていただきます。

- 回答方法
今月号（本誌）に折り込まれたアンケート用紙（A4サイズ）の各項目にお答えいただき、役場まちづくり課へお持ちいただくか、郵送またはFAX、もしくは町民意見箱（役場、あいくる、ふれあい館に設置）に投函してください。
- 回答期間 12月28日（金）まで



topics

12 「中央バス」が冬タイヤに変わります

まちづくり課
企画情報G

12月1日（土）より、中央バスのタイヤが冬タイヤに変更となります（運行便数は変わりません）。詳細については、今月号（本誌）に折り込まれた時刻表（A3サイズ）をご確認ください。

topics

13 まちづくり活動支援事業実施団体を募集！
～第4次募集～

まちづくり課
企画情報G

町では、協働のまちづくりを推進するため、団体が地域の課題解決などに取り組む活動を積極的に応援します。この事業は、「地域おこしのために、こんなことをやってみたい」など、町内の団体（5名以上）が自主的に取り組む活動に対して助成します。

なお、団体が円滑に事業推進できるよう町でサポートすることもできます。また、既存の団体活動事業であっても、この補助金を活用して新たな工夫が加えられる事業は対象となります。

■補助メニュー

事業名	補助金額	事業例
協働のまちづくり事業	補助率10分の8以内 補助上限額80万円	地産地消イベント、特産品の開発・普及宣伝、南幌町の魅力情報発信、農作業体験学習 など
地域コミュニティ活性化事業	補助率10分の7以内 補助上限額30万円	地域環境美化活動、地域での防犯活動、地域防災対策活動、子どもの遊び場づくり など
地域交流推進事業	補助率10分の5以内 補助上限額30万円	3町合同文化発表会、三世代交流夏祭り、地域スポーツ大会 など

- 受付期間 12月14日（金）まで
- ※申請をお考えの団体は、必ず事前にご相談ください。

topics

14 電話サービスのご案内

南幌町社会福祉協議会
☎378~2088

南幌町社会福祉協議会では、町内にお住まいのおおむね65歳以上の方を対象に「電話サービス」を行っています。「南幌町ボランティア活動登録者連絡会」にご協力をいただき、毎週木曜日の午後、ボランティアが電話をします。

一人でいることが多い、会話の機会が少ないと感じている方などに、安否確認も兼ねてご利用いただいています。登録制となっていますので、ご利用を希望される方はお問い合わせください。



topics

15 南幌消防団指令車が納車されました

南空知消防組合南幌支署
☎378~2619

10月24日(水)に、南空知消防組合南幌消防団に指令車が納車されました。平成9年に配備された旧型車の更新で、各種災害時に消防隊などが組織的かつ効果的に活動できるよう、人員や資器材を搬送し現場指揮活動の拠点となる車両です。



広告

広告

広告

広告

北海道電力からのお願い

- この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いします。
- 詳しくは、ほくでんホームページをご覧ください。



ほくでん節電

検索